○総務省令第四十八号

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第二項の規定に基づき、都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令の一部を改正する省令

都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令（平成二十九年総務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（特別区の標準税収入額の算定方法） **第二条**　災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令で定める特別区の標準税収入額は、地方自治法施行令第二百十条の十二第一項の規定により算定した基準財政収入額からその算定基礎となった地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税に係る額を控除した額の八十五分の百に相当する額並びに当該算定の基礎となった地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とする。 **附　則** （都の標準税収入額の算定方法の特例） 2　当分の間、第一条の規定による都の標準税収入額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号中「第十四条」とあるのは「附則第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条」と、「から」とあるのは「に当該基準財政収入額の算定基礎となった分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。以下この号において同じ。）に係る額を加算した額から」と、「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金をいう。）、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税」と、「及び森林環境譲与税」とあるのは「、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び」とあるのは「地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び」と、「合算額」とあるのは「合算額から当該基準財政収入額の算定基礎となった分離課税所得割交付金に係る額を控除した額」と、同条第二号中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは「地方税法」とする。 （特別区の標準税収入額の算定方法の特例） 3　当分の間、第二条の規定による特別区の標準税収入額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金、地方揮発油譲与税」と、「及び森林環境譲与税」とあるのは「、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金」とする。	（特別区の標準税収入額の算定方法） **第二条**　災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令で定める特別区の標準税収入額は、地方自治法施行令第二百十条の十二第一項の規定により算定した基準財政収入額からその算定基礎となった事業所税、特別とん譲与税、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税に係る額を控除した額の八十五分の百に相当する額並びに当該算定の基礎となった地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とする。 **附　則** （都の標準税収入額の算定方法の特例） 2　当分の間、第一条の規定による都の標準税収入額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号中「第十四条」とあるのは「附則第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条」と、「から」とあるのは「に当該基準財政収入額の算定基礎となった分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。以下この号において同じ。）に係る額を加算した額から」と、「及び航空機燃料譲与税」とあるのは「、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「合算額」とあるのは「合算額から当該基準財政収入額の算定基礎となった分離課税所得割交付金に係る額を控除した額」と、同条第二号中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは「地方税法」とする。 （平成二十九年度及び平成三十年度における都の標準税収入額の算定方法の特例） 3　平成二十九年度及び平成三十年度における第一条の規定による都の標準税収入額の算定に係る前項の規定により読み替えられた同条第一号の規定の適用については、同号中「同じ。）」とあるのは「同じ。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。以下この号において同じ。）と、「分離課税所得割交付金に」とあるのは「分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金に」とする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

第二条　この省令による改正後の都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令附則第二項及び第三項の規定は、令和八年度以後の年度における災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する標準税収入額の算定について適用し、令和七年度以前の年度における同項に規定する標準税収入額の算定については、なお従前の例による。